

住宅第 1579 号  
平成14年3月20日

各支庁長 様

建設部長

#### 道営住宅入居申込者の抽選時における連続落選者の当選率引き上げについて

北海道営住宅条例第9条第4項の当選率の引き上げについては、平成6年2月28日付け住宅第1559号住宅都市部長通知(道営住宅入居申込みにおける3回以上連続落選者に対する当選率について)により実施しておりますが、公営住宅法の改正により、平成10年度以降、急激に応募者が増加し、現行規定による当選率の引き上げでは対応が困難な状況にあることなどから、今後は、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、平成6年2月28日付け住宅第1559号住宅都市部長通知は廃止しますので、道営住宅の管理を委託している市町等にも十分に周知して、適切な事務処理をお願いします。

#### 記

#### 1 当選率の引き上げ方法

道営住宅入居申込者中、1年(1年度内に2回以上入居申込みをした場合についても、当該年度を1回(1年)として計算する。)以上連続して落選している者については、連続して落選している年数に応じて、次のとおり当選率を引き上げることとする。

- (1) 初年の申込者は抽選玉を1個とし、2年目以降、連続して落選した年数が1年増える毎に抽選玉を1個ずつ追加していく。

例 1年落選=抽選玉2個、2年落選=抽選玉3個、3年落選=抽選玉4個、  
4年落選=抽選玉5個、5年落選=抽選玉6個

以降落選年数が1年増える度に抽選玉を1個追加していく。

- (2) 1年度内に一度も申込みがなかった場合、次年度の申込みでは、初年の申込者と同様の扱いとする。
- (3) 従前の当選率引き上げ方法による3回以上連続落選者についても、前記(1)の方法により抽選玉を追加する。

#### 2 「北海道営住宅抽選カード」の交付等

道営住宅の入居申込みを受け付ける際には、別紙「北海道営住宅抽選カード」(以下「抽選カード」という。)を申込者に交付し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 「抽選カード」の交付を受けた入居申込者が連続して道営住宅に入居を申し込む際には、必ずこれを提出するよう申込者に周知する。
- (2) 入居申込み時に申込者から、「抽選カード」の提出があった際には、これに収受印を押印するなどして、申込者に返却する。
- (3) 連続して落選していることの確認は、「抽選カード」により行う。
- (4) 既に申込者に交付している従前の「抽選券」の効力は、「抽選カード」に引き継ぐ。
- (5) 「抽選カード」は、原則として再交付しない。

#### 3 実施時期

平成14年4月1日以降に募集するものから実施する。

(住宅課住宅管理係)

各総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課長 様  
各振興局産業振興部建設指導課長 様

建設部長

道営住宅の入居者選考の連続落選者の当選率引き上げにおける  
落選年度の連続性の喪失に係る特例（救済）措置について

道営住宅の入居者の選考における連続落選者の取扱については、北海道営住宅条例第9条第5項の規定に基づき、抽選時に当選率を引き上げることができるとし、平成14年3月20日付け住宅第1579号建設部長通知（道営住宅入居申込者の抽選時における連続落選者の当選率引き上げについて）により取り扱うこととしたところでありますが、昨今の情勢変化なども踏まえ、落選年度の連続性を喪失した場合であっても、特に考慮すべき理由や事情等を有する者については、特例（救済）措置を講じることとしますので、今後の事務の適切な執行をお願いします。なお、指定管理者にもその旨通知をお願いします。

記

1 特例（救済）措置の理由

道営住宅の入居者の選考における連続落選者については、現に住宅に困窮する事情が継続し、繰り返し申込みを行っているにもかかわらず、連続して落選している申込者は、より困窮度が高い者として、連続して落選した年数に応じて抽選時に当選率を引き上げる措置を講じているところであるが、1年度内に1度も申込みを行わなかった場合の次年度以降の申込みにおいては、その理由の如何にかかわらず、初年の申込者として取り扱うこととされている。

しかしながら、近年の申込み事例の中には、落選年度の連続性を喪失させた経緯等において、住宅に困窮する事情に変わりはないものの、道営住宅への入居申込みを行わなかった合理的な理由や、行うことができなかったやむを得ない事情等が認められるものも散見される状況となっている。

こうした昨今の現状等を踏まえ、より実情に即した的確な入居者の選考を行う観点から、落選年度の連続性を喪失した場合であっても、特に考慮すべき理由や事情等を有する者については、これを連続しているものと見なす特例（救済）措置を講じることとする。

2 特例（救済）措置の内容

（1）特例（救済）措置を講じる落選者は、次に掲げる理由等により落選年度の連続性を喪失した者とする。

- ①道営住宅への入居申込みを行わなかった年度において、他の公営住宅への入居申込みを1回以上行い落選した者（辞退者を除く）
- ②病気やケガ等により医療機関又は福祉施設等に3ヶ月以上入院又は入所し、その期間を含め当該病気等の治療や療養等に6ヶ月以上を要したことなどにより、道営住宅への入居申込みを行うことができなかった者
- ③その他上記②に相当する程度の合理的な理由又はやむを得ない特別な事情等を有する者

（2）特例（救済）措置を講じようとする場合は、入居申込みの際に「北海道営住宅抽選カード」のほか、上記1の理由等に応じ、次に掲げる証明書類等を提示させることとする。

- ①他の公営住宅への入居申込み及び落選した選考結果を確認できる書類、あるいはそれを事業主体が証明した書類（入居申込みを複数回行っている場合は、そのうち1回分の書類でも差し支えない）
- ②病気やケガ等に係る診断書及び医療機関又は福祉施設等に入院又は入所したことを証明する書類
- ③上記②に相当する程度の合理的な理由又はやむを得ない特別な事情等について、医療機関や公的機関等が証明した書類

3 その他留意事項

- （1）特例（救済）措置を講じる年度は、原則当該募集年度の前年度とする
- （2）抽選玉の個数は、喪失した年度を連続しているものと見なした年数に基づいた数とする
- （3）特例（救済）措置を講じた場合は、「北海道営住宅抽選カード」にその旨を記載し、収受印を押印する
- （4）実施時期 平成23年8月以降の募集分から実施する

〔 住宅課住宅管理グループ  
担当 田中（内線29-535） 〕